

公務上の災害及び通勤による災害に対する補償に関する細則

(昭和二十九年八月十七日 国立国会図書館細則第一号)

改正 昭和三十年 四月 一日 国立国会図書館細則第一号

同 四十八年十二月十三日 同 第一号

第一条 国会職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償に関する件(昭和二十九年八月十七日決定)に基く国立国会図書館の職員(以下「職員」という。)に係る公務上の災害及び通勤による災害に対する補償に関しては、この細則の定めるところによる。

第二条 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の実施機関は国立国会図書館とし、補償の実施については館長がこれを行うものとする。

第三条 館長の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施については異議のある者は、館長に対し、その審査の請求をすることができる。

第四条 前条の請求があつたときは、館長は、その事案を審査決定し、理由を附記した決定書を当該請求をした者に交付しなければならない。

第五条 前条の決定に異議のある者は、国立国会図書館職員災害補償審査委員会に対し、再審査の請求をすることができる。

2 国立国会図書館職員災害補償審査委員会は、前項の再審査の請求があつた場合には、すみやかにその事案を審査して判定を行い、請求者及び館長に通知しなければならない。

3 館長は、前項の判定に基き、直ちに必要な措置を講じなければならない。

第六条 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する審査機関として、国立国会図書館に、国立国会図書館職員災害補償審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員九名をもつて組織する。

3 委員は、国立国会図書館長が、次の者に委嘱する。

一 衆議院の議院運営委員長又は同議院運営委員のうちから同委員長が指名する者一名。

二 参議院の議院運営委員長又は同議院運営委員のうちから同委員長が指名する者一名。

三 学識経験者一名。

四 国立国会図書館の職員六名(うち三名は、国立国会図書館職員組合の推薦する者。)

4 前項第一号に掲げる者は、衆議院の解散により又は衆議院議員の任期満了によりその職を失つたときも新委員の決定まで引続き委員としてその職務を行うものとする。

5 第三項第四号に掲げる委員の任期は一年とする。但し、重任を妨げない。

第七条 委員会に会長一名を置く。会長は、委員が、前条第三項第四号による委員を除く委員のうちから選挙する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長は、前条第三項第四号による委員を除く委員のうちから、あらかじめその代理者を指名しておかなければならない。会長が事故あるときは、代理者がその職務を行う。

第八条 委員会は、会長が招集し、その議事は、会長を除く出席委員の過半数で決する。可否同数である場合には、会長の決するところによる。

2 委員会は、委員六名以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

3 会長は、第五条の規定による再審査の請求があつた場合においては、委員会を招集しなければならない。

第九条 委員会にその庶務をつかさどらせるため幹事及び書記各若干名を置き、会長が職員のうちから命ずる。

附 則

この細則は、昭和二十九年八月十七日から施行する。

附 則（昭和三十年四月一日国立国会図書館細則第一号）

この細則は、昭和三十年三月十八日から適用する。

附 則（昭和四十八年十二月十三日国立国会図書館細則第一号）

この細則は、昭和四十八年十二月十三日から施行し、昭和四十八年十二月一日から適用する。